



国道41号で不法占用パトロール ～不法占用物件を是正指導～

- 道路の安全かつ円滑な交通の確保を図ることを目的に、国道41号富山市内の約1.1km区間の不法占用パトロールを行います。
- 不法占用物件(日除け、看板等)の管理者に、撤去又は占用許可申請をするようには正指導します。
- 不法占用物件は、歩道を狭めるなどして道路の安全な交通に支障を及ぼすため是正指導を行っています。

＜実施概要＞

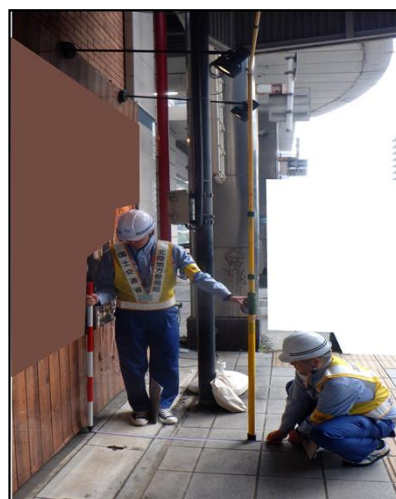
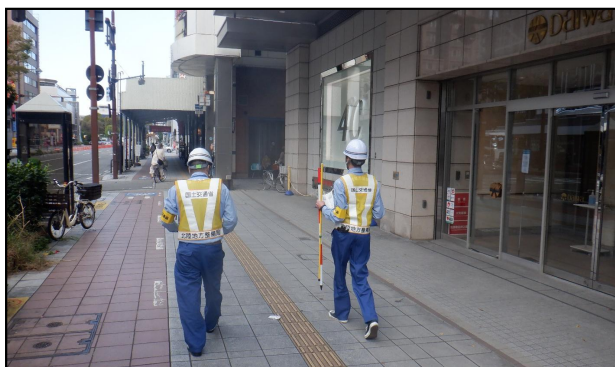
日時：令和7年10月24日(金) 午前9時15分より(約1時間程度)

小雨決行

場所：国道41号 富山市総曲輪^{そうがわ}～富山市千石町^{せんごくまち}

約1.1km区間

【令和6年度 パトロールの状況】



計測の様子

お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所

道路管理第一課長 ^{はしもと}橋本 ^{よしお}嘉雄

TEL: 076-443-4722 (直通)
FAX: 076-443-4723

最新情報はこちら



【HP】



【X】



【Instagram】



【YouTube】



^{おくだしんまち}
〒930-8537 富山市奥田新町2番1号
TEL: 076-443-4701(代)(夜間・休日)

位置図

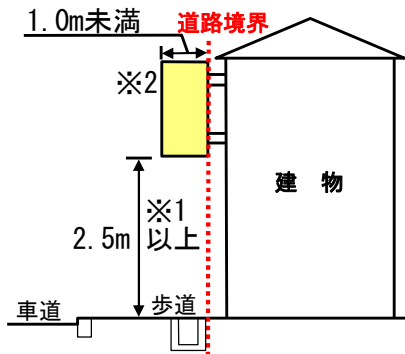


出典：国土地理院ウェブサイト
(地理院地図を加工して作成)

道路上を占用する場合は許可が必要です。

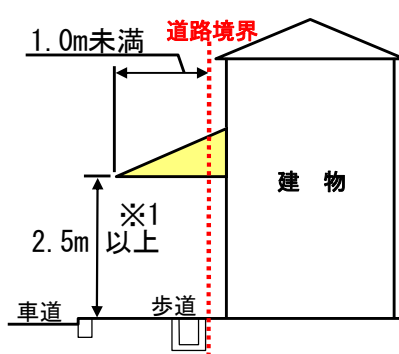
●許可できるもの

突出看板（1事業所2個以内）



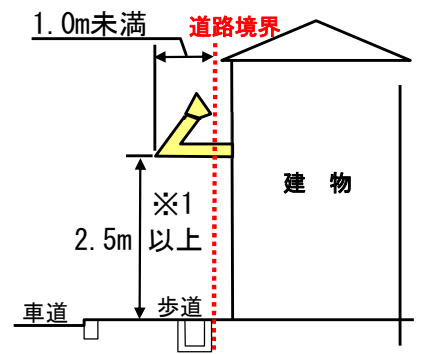
※1 歩道の無い場合は4.5m以上
※2 サイン式は不可

日除け



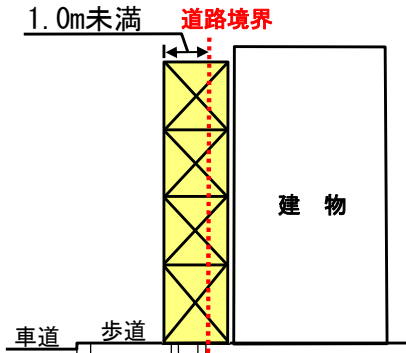
※1 歩道の無い場合は4.5m以上

投光器



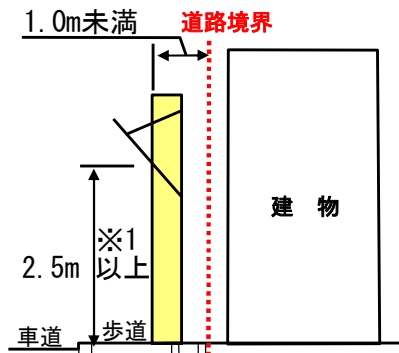
※1 歩道の無い場合は4.5m以上

工事用足場



・必要に応じて朝顔を設けること

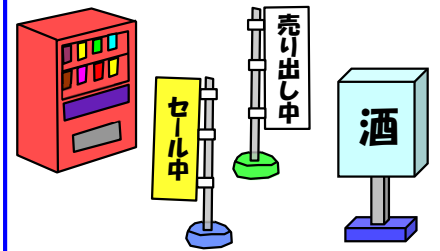
工事用板囲い



・朝顔の出幅は必要最小限として下さい。
※1 歩道の無い場合は4.5m以上

●許可できないもの

路面に直接置くものは許可できません。



自動販売機、のぼり旗、置き看板、立て看板、商品置き場、など

道路占用Q&A

Q なぜ許可が必要なの？

A 道路は、国民共有の大切な財産であり、公平に使わなければなりません。そこで、道路法では、道路の上空であっても、特定の人が「継続して道路を使用しようとする場合は、許可を受けなければならない」と定められているためです。
(道路法第32条 道路の占用)

Q なぜ高さが2.5m以上必要なの？

A 歩行者が安心して通行できる高さは政令で2.5mと定められています。
(道路法施行令第10条)

Q 許可を取らなかったらどうなるの？

A 道路法の違反として処罰されることがあります。(道路法第100条)

Q お金はかかるの？

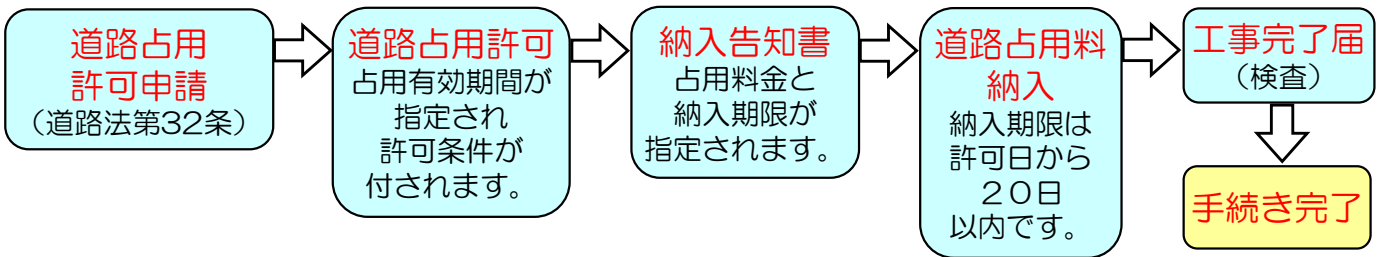
A 道路を本来の目的以外に利用される場合、占用料がかかります。土地を借地された場合の借地料と同様です。
(道路法第39条)

Q 占用料は何に使われるの？

A 道路の維持、管理や道路の建設などに使用させていただいております。

占用許可申請の手続きについて

●窓口・お問い合わせ（裏面の最寄りの出張所へご連絡ください）



北陸地方整備局ホームページ ※ホームページでも詳細が分かります。

<https://www.hrr.mlit.go.jp/road/senyou/main.html>

●電子申請について

インターネットを介しての電子申請も可能です。

①電子申請の優れている点

- ・ 申請書提出、許可書受取の都度、道路管理者の窓口まで往復することが不要となるばかりでなく24時間提出も可能となります。
- ・ 申請データの保存、再利用の促進により、同種申請における申請書作成が容易になります。

②対象物件

道路法第32条第1項第1号及び第2号に掲げるもののうち、以下の物件

- ・ 日除け、看板、足場その他これらに類する物件

③対象道路

全国の直轄国道（国が管理する国道）

※但し、政令指定都市域内の国道、市道及び東京23特別区の国道、都道、区道を除きます。

道路占用システムホームページ <https://www.doro-senyo.go.jp/top/>

●許可内容の更新又は変更

占用期間の更新（看板の占用有効期間は5年です）

占用期間の満了前に、「道路占用期間満了通知」（郵便往復ハガキ）が郵送されますので、返信ハガキ「道路占用許可申請書（更新）」に必要な事項を書き込み返送して下さい。

（返信ハガキを返送されない場合は、占用期間満了後不法占用となりますので注意して下さい。）

占用物件の撤去又は住所等の変更

占用物件の「撤去（自費負担）」「住所・申請者名称の変更」「権利承継」をされる場合は、占用を申請された出張所で「道路占用廃止届」「住所等変更届」「権利承継」の手続きをして下さい。

占用物件の変更

占用物件の増設や移転・形状や寸法の変更をされる場合は、占用を申請された出張所で「道路占用許可申請書（変更）」の手続きをして下さい。

●道路占用料の納入について

納入手続き

受け取った納入告知書に現金を添えて、最寄りの銀行・信用金庫（郵便局は不可）の窓口へ。

占用料は1年毎1年分の一括前納です。

なお、**前納された占用料は、許可期間中に撤去・廃止をしても返納できません。**

占用物件	第三級地	第四級地
看板 年額㎡あたり	1,800円	870円
日除け 年額㎡あたり	1,000円	850円
投光器 年額㎡あたり	1,000円	850円
工事用足場・仮囲い 月額㎡あたり	180円	87円

- ・ 第三級地 富山市・高岡市・魚津市・滑川市・黒部市・射水市・舟橋村
- ・ 第四級地 氷見市・砺波市・小矢部市・南砺市・上市町・立山町・入善町・朝日町
- ・ 占用面積は0.01㎡未満は切り捨て
- ・ 道路占用料は1円未満切り捨て

●道路占用の窓口・お問い合わせ先

道路 関係出張所



路線別指定区間

出張所名	路線名	区間
富山国道維持出張所	国道 8 号	富山市水橋二杉～高岡市下石瀬
	国道 41 号	岐阜県飛騨市神岡町谷～富山市金泉寺
高岡国道維持出張所	国道 8 号	高岡市下石瀬～石川県河北郡津幡町九折
	国道 156 号	砺波市庄川町小牧～高岡市上四屋
黒部国道維持出張所	国道 8 号	下新川郡朝日町境～富山市水橋二杉
能越国道維持出張所	国道 160 号	氷見市脇～高岡市四屋
	国道 470 号	氷見市脇～高岡市池田

富山国道維持出張所

所在地 〒930-0801 富山県富山市中島1-2-16
TEL 076-438-5101



黒部国道維持出張所

所在地 〒938-0801 富山県黒部市荻生大本7180-1
TEL 0765-52-1714



高岡国道維持出張所

所在地 〒939-0132 富山県高岡市福岡町大滝 12-7
TEL 0766-64-5731



能越国道維持出張所

所在地 〒933-0951 富山県高岡市長慶寺591
TEL 0766-23-6776



- ・道路交通法、屋外広告物条例、その他関係諸法令等も遵守しましょう。
- ・トンネル、橋やその付近など、設置が認められない場合や、構造、色彩などで認められない場合もありますのでご注意ください。
- ・許可されても、将来の道路工事等で支障となる場合には、移転又は撤去して頂くことがあります。この場合の移転又は撤去費用は設置（占用）している人の負担となります。

道の相談室

道路に関する質問、相談にお答えします。対象地域は新潟県、富山県、石川県の全域です。

TEL 025-280-8880

北陸地方整備局に繋がりますので、「道の相談室」と伝えて下さい。

FAX 025-280-8938

受付時間 平日AM9:30～AM12:00 PM1:00～PM5:00

<https://www.hrr.mlit.go.jp/road/soudan/main.html>